

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

(1) 教育の内容

ア 教養教育

(ア) 教育課程

- a 芸術系と人文系の学科から成る本学の特徴を生かし、学生の芸術文化に対する関心を高め、素養を身につける授業科目を充実させる。
また、学生が興味に応じて幅広い教養を身につけることができるように、芸術系と人文系をまたがって授業科目を選択受講しやすくするため、カリキュラム編成等を工夫する。
- b 学生に幅広い教養と社会の中で自立して生きる力を身につけさせるために、学際性、実践性、時事性、地域性を考慮しつつ、授業科目を充実させる。
- c 心身の健康に関する基本的な認識を育てるために、保健やスポーツ、精神的健康に関する授業科目を充実させる。
- d 新入生が本学の学習活動を円滑に進めることができるように、全学的に「導入教育」を実施する。
- e 学生の進路選択に対する意識を高めるために、進路(就職・進学)に関わる科目の内容と指導方法を充実させる。
- f 芸術と文化に対する関心を高め、素養を身につけるために、展覧会や演奏会、地域における芸術文化活動、地域イベント等への参加を促進する。

(イ) 外国語教育

学生の外国語に対する関心や能力に合わせて、複数の外国語科目の中から選択できる体制を整備する。

学生の意欲や能力等を考慮しながら、少人数クラスや習熟度別クラスなど外国語教育を効果的に行うための実施体制を整備する。

(ウ) 情報教育

全学生が情報処理の基礎的な知識と技能を身につけることができるように、情報関連科目を充実させる。

(エ) 実施体制

- a 教養教育と専門教育の連携及び学生支援の充実を図るために、現行の組織である「一般教育」を改組し、その所属教員を各学科に配置する。
- b 教養教育の教育課程については、共通教育委員会(本学の教養教育のカリキュラムを企画、立案する委員会)を中心に現状の問題点を検討しつつ、本学の教育目的によりふさわしい編成を行う。
- c 各学科に所属する教員が教養科目を担当することを推進し、教養教育と専門教育の有機的連携を図る。

イ 専門教育

(ア)教育課程

- a 芸術系と人文系の各学科における専門教育では、学科の教育目標を達成するために、講義、演習、実習等を体系的に配置する教育課程を編成する。
- b 教育課程の編成にあたっては、専門基礎(必修)科目を絞り込み、個々の学生の興味や関心、目標に沿った履修ができるように工夫する。
- c 短期大学の水準以上に専門的な学習を志向する学生(4年制大学等への編入希望者等)には、科目の新設や補習等、その能力に応じた指導を充実させる。
- d 優れた教育成果をあげるために、4年制大学化を視野に入れつつ、教育活動の充実を図る。

(イ)芸術系学科

- a 美術科と音楽科では、学生の作品制作や演奏に対する意欲と技能を高めるためにその能力に応じた指導を行い、学内外の展覧会や発表の場への出品、演奏会やコンクールへの参加を支援する。
- b 社会的活動に積極的に参加する意欲と実践力を育てるために、地域社会における制作活動や演奏活動への参加を支援する。
- c 学生が卒業後の進路(芸術家、企業就職、進学等)を適切に選択できるように、進路に関する情報提供と指導を充実させる。

(ウ)人文系学科

- a 社会人として求められる広い視野から物事を考える力、課題探求力、科学的な思考法、自己表現力を育てるために、授業科目や授業方法を充実させる。
- b 社会的活動に積極的に参加する意欲と実践力を育てるために、地域社会と連携した授業や体験学習などを取り入れる。
- c 学生が卒業後の進路を適切に選択できるように、就業意識を高める授業科目を充実させるとともに、インターンシップ等への参加を促す。
- d 専門教育としての外国語教育や情報教育、実務教育においては、各種資格の取得を奨励するとともに、資格取得のための指導を充実させる。
- e 国際文化学科の英語教育においては、実用英語検定試験 2 級以上の取得を目標に指導を充実させる。
- f 情報コミュニケーション学科の情報教育においては、日商 PC 検定試験(文書作成、データ活用)で 2 級以上の取得を目標に指導を充実させる。

ウ 教職課程

- a 教職を志望する芸術系学科の学生には、美術や音楽に関する専門的知識や技能に加えて、教科教育法・学習指導・生徒指導・教育相談等の知識と技能を確実に習得させる。
- b 教育実習等においては、各市町村教育委員会や近隣の中学校等との連携を密にし、組織的・計画的な指導を通して学生の教育実践力を高める。

エ 専攻科

- a 芸術系学科の教育目標をより高い水準で達成するために、平成 19 年度に専攻科の教育課程を改訂し、学士の学位取得や大学院への進学が可能な 2 年制認定専攻科として新たに編成する。

- b 専攻科では、学生の作品制作や演奏に対する意欲と技能をより高めるためにその能力に応じた指導を行い、学外の展覧会や発表の場への出品、演奏会やコンクールへの参加を促進する。

(2)教育方法と学習指導

ア 魅力的な授業の展開

(ア) シラバス(授業計画書)の改訂

すべての授業科目について、授業の目標、授業形態・指導方法、成績評価の方法を明示したシラバスを作成し、学生に配布するとともにホームページから閲覧できるようにする。

(イ) 履修モデルの作成

学生が自分の目標や進路に応じて科目を選択できるように、各学科において、学生の進路に即した複数の履修モデルを作成して学生に提示する。

(ウ) 授業方法や学習指導の改善

- a 学生に分かる授業、身につく授業、満足できる授業を実現するために、授業内容や指導方法などの改善・向上を目的とするファカルティ・ディベロップメント活動(FD 活動)を展開する。
- b 教員の授業技術やプレゼンテーション能力を高めるために、定期的に研修会を開催する。
- c 課題発見や課題解決、自己表現力を育成するために、対話や討論、発表を重視する授業を充実させる。

(エ) 学生による授業評価

学生による授業評価を実施し、評価結果に基づき担当教員が改善計画と改善結果を提出する制度を設ける。

(オ) 特別講座の実施

- a 学生の創作意欲や学習意欲を高めるために、著名な芸術家や演奏家、研究者や有識者、実践者による特別講座を開催する。
- b 地域づくりに参加する意欲と実践力を育てるために、大分県内で活躍する企業人等の民間人や行政職員による授業を実施する。

イ 学習支援体制の充実

(ア) 担任教員による学習支援体制

- a 学習支援を充実させるために、原則として、専任教員全員が、担任として少人数の学生を受持ち、修学指導を行う体制を整備する。
- b 専任教員全員が週に 2 回、各 1 時間程度のオフィスアワー(教員が予め定めた曜日・時間帯には研究室等に在室し、学生からの質問や相談を受け付ける制度)を実施し、授業に関する質問や専門分野の学習相談に応じる。
- c 学生の自習用の教室を整備し、授業時間外の学生の自主的な学習を促進する。

(イ) 補習授業

学生に一定の学習成果を保証するために、十分な学習成果をあげていない学生を対象とした補習授業を行う。

(ウ) 入学前指導

学生が入学後の学習活動を円滑に進められるように、入学手続終了者を対象とした入学

前の学習指導を行う。

ウ 成績評価

(ア) 成績評価の方法の見直し

- a 各科目の成績評価を実質的かつ責任あるものとするために、一定の基準の下、組織的な成績評価を行う。
- b 成績評価の区分を4段階(優、良、可、不可)から、5段階(S・A・B・C・F)とし、きめ細かな評価を行う。
- c 成績評価を公正かつ厳格に実施するために、科目ごとに授業の目標、成績評価の方法を学生に明確に示し、それに沿って成績評価を行う。

(イ) 単位の実質化

学生に授業で学んだ知識や技能を確実に身につけさせるために、授業時間外の学習(予習・復習等)の指導についても工夫・改善を進める。

(ウ) GPA 制度と表彰制度

- a 成績評価の手法として、GPA 制度(Grade Point Average 制度:各科目の成績にポイントを与え、各単位数を乗じて合計し、履修総単位数で除することにより、学生の成績を総合的に評価する手法)を全学的に導入する。
- b 成績優秀な学生に対する表彰制度を設ける。

(エ) 成績評価に対する照会制度

学生が成績評価に疑問を抱いた場合、一定の条件の下、科目担当教員に照会できる制度を導入する。この場合、検討結果によっては評価の変更も可能とする。

(オ) 成績の参照システム

- a 学生の成績評価に対する意識を高めるために、学生が随時自分の成績を確認し、チェックできるようなシステムを構築する。
- b 学生の成績については、一定の基準を設けた上で保護者に通知する制度を検討する。

(3) 教育の実施体制

ア 教育研究組織の整備

- a 本学及び各学科の教育目的を達成し、また、4年制大学への移行を目指すために、各学科の教員配置を見直し、全学的観点に立った柔軟で実効ある教育実施体制を構築する。
- b 各教員が担当する授業時間数について基準を設け、専任教員が責任を持って学生を指導する体制を整備する。

イ 教育の質の改善・向上

(ア) FD 活動の推進

ファカルティ・ディベロップメント推進会議を中心に、組織的に教育改善活動を企画実施するとともに、その成果の測定と評価を行い、次の改善を展開するシステムを確立する。

(イ) 教育活動の評価と公表公開

教育活動とその成果については、全学的な評価を行い、自己点検・評価報告書等を通して公表・公開を行う。

(ウ) 教育活動の広報

本学の教育活動については、大学案内、広報紙及びホームページ等を通して社会に向けて積極的に広報を行う。

ウ 教育環境の整備・充実

質の高い専門教育と教養教育を行うために必要な教室、備品、機材の整備・更新については、重要性や緊急性を検討しつつ、その整備と充実に努める。

(ア) 図書館の整備

- a 教育研究の上で必要とされる図書、学術雑誌、視聴覚教材、CD等の確保に努める。
- b 図書館の利便性の向上とコスト削減のために、学術雑誌や各種資料をインターネットや電子媒体によって利用できるシステムを整備する。

(イ) LL 教室

外国語教育の効果をあげるために、LL 教室のシステム・機器を更新する。

(ウ) 教務学生部の情報システム

受講登録や成績管理、各種証明書の発行、学生への連絡などを迅速かつ確実にを行うために、教務学生部の情報ネットワークシステムを整備する。

(4) 優秀な学生の確保

ア 学生確保の基本方針

(ア) アドミッション・ポリシー

本学及び各学科においてアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、募集要項及びホームページに掲載し、高校生や保護者等、社会への周知に努める。

(イ) 学生支援策の検討

意欲ある優秀な学生を確保するため、学業成績が特に優れた学生に対する学費の減免制度や奨学金制度等の学生支援策を検討する。

イ 入試改革の実施

(ア) 入試選抜方法の検討

- a 一般入学試験において、大学入試センター試験による選抜を実施し、受験生の拡大、学生の確保に努める。
- b 平成 20 年度入試から AO 入試(アドミッション・オフィス入試:学校推薦を必要とせず、個々の志願者に面接を行うことや、課題を課すことによって選抜する入試制度)を導入する。
- c 優秀な学生、目的意識の明確な学生の入学を促進するため、入試選抜方式別に学生の修学・進路状況等を分析し、入試方法の改善を図る。

(イ) 社会人入試・留学生入試

社会人や外国人留学生を積極的に受け入れるために、基礎学力、意欲、経験などを総合的に評価して選抜する入試方法を検討する。

(ウ) 入試の管理運営

入試ミスを防止するとともに、入試を円滑に行うための管理運営体制を整備する。

(エ) 入試情報の提供

高校生や受験生、高校や保護者に対して入試情報を分かりやすく提供する。

ウ 大学の知名度向上

- a 本学の特徴である芸術系と人文系からなる学科構成と、その特徴を生かした多彩なカリキュラムについて、前面に出して広報を行う。
- b 学生を全国から確保するために、教職員が一体となって大学説明会、高校訪問、オープンキャンパス等を企画、実施する。
- c 多くの受験生を集めるために、大学案内、広報ポスター及び広報誌の内容の充実に努めるとともに、高校や関係機関へ幅広く配布する。
- d 高校生や受験生に向けて、本学の特色や魅力を分かりやすく伝えるため、本学のホームページの充実に努めるとともにタイムリーな更新を行う。
- e 本学の知名度を高めるために、公開講座、展覧会、演奏会等のイベント、在学生、卒業生、教員のニュース、入試の日程や選抜方式等についてメディアに積極的に情報提供を行う。

エ 高校との連携

- a 平成 18 年度から教員が大分県内の高校に出向いて出張講座を行う。
- b 平成 19 年度から高校生を対象とした公開講座を実施する。
- c 大分県内の高校を訪問し、本学の特長や学生受入方針をアピールする。

(5) 学生への支援

ア 生活支援

(ア) 担任教員による生活支援・進路支援体制

生活支援、進路支援を充実させるために、専任教員全員が担任として少人数の学生を支援し、学生生活、進路、悩み事等に関する指導助言を行う体制を整備する。

(イ) 学生の状況把握

担任教員は、担当する学生の長期欠席、休退学、留年、成績不振等の実態を常時把握することに努め、その対応に取り組む。

(ウ) 保健管理センター

- a 学生からの健康相談、メンタルケアに関する相談に迅速、的確に対応できるように、保健管理センターの機能の充実に努める。
- b 保健管理センターの保健師・カウンセラーと担任教員との連携を強め、健康相談やメンタルケアの相談に適切に対応する体制を充実させる。

(エ) 人権相談室

人権相談室は、学生が直面する生活上の様々なトラブルやハラスメントに対する相談に対応するとともに、トラブルの予防教育と対策を強化する。

(オ) 自主的活動の支援

- a 学友会活動、サークル活動、ボランティア活動など学生の自主的活動を奨励する支援体制を強化する。
- b サークル活動については顧問教員を明確にし、学生への指導助言を適切に行う体制を整える。

イ 進路支援

(ア) 全学的な進路支援体制の確立

- a 学生に対する就職及び進学(4年制大学への編入学及び専攻科への進学)支援については、学科と事務組織が連携しながら支援体制を確立する。
- b 学生の就業意識を醸成するために、地域社会と連携したインターンシップを拡大、充実させる。
- c 就職率及び進学率はともに90%以上を目標とする。

(イ) 進路支援室

- a 就職志望に加え4年制大学への編入学志望者が増加していることから、就職指導室を平成18年度から進路支援室に改組し、全学的な進路・就職ガイダンス、求人情報の提供、公務員試験対策、学生の就職相談、就職先の開拓等を充実させる。
- b 就職支援については、経営者団体や企業、公的機関との連携を図り、インターンシップの拡大、充実、就職先の情報提供と指導助言を適切に行う。
- c 進学支援については、各学科との連携のもとに、編入学関係等の情報収集と提供、学生への指導助言を行う。

(ウ) 学科及び担任教員による進路支援

- a 各学科及び担任教員は、進路支援室との連携のもとに、1年次のキャリア教育と2年次の実践的な就職指導を強化する。
- b 各学科及び担任教員は、学生の進路に対する意識を高めるとともに、進路相談や就職活動の助言、求人情報の提供等を積極的に行う。
- c 進学支援、各種資格の取得支援、公務員試験や各種国家試験の対策についても、各学科や担任教員による支援を強化する。

2 研究

(1) 研究の方向

ア 研究活動の活性化

- a 各教員は、年度当初に当該年度の研究活動計画書を作成・提出するとともに、前年度の結果を報告する。
- b 各教員は、それぞれの専門分野において、優れた研究成果を創出するとともに、国内外の展覧会、演奏会、学術誌、学会等で発表を行う。
- c 公立大学法人として県民の期待にこたえるために、芸術・文化・教育・福祉・産業等の分野において、地域社会の発展につながる研究に力を入れる。
- d 教育プログラムの開発、実践、評価に関する研究を行い、文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)等への申請を行う。
- e 優れた研究成果をあげるために、4年制大学化を視野に入れつつ、研究活動の充実を図る。

イ 共同研究の促進

- a 芸術と文化の発展のために、専門の異なる教員が共同で行う学際的な共同研究プロジェクトを促進する。

- b 公立大学法人としての役割を踏まえ、地域社会の課題解決や発展につながる産学官の共同研究プロジェクトを促進する。
- c 他の大学や研究機関との連携を推進し、学際的・先端的研究に取り組む。

ウ 研究活動の公表と成果の還元

(ア) 研究活動と成果の公表・公開

研究活動と成果については、全学的な評価を行い、自己点検・評価報告書、研究紀要、大学案内、広報紙及びホームページ等を通して公表・公開するとともに社会に向けて積極的に広報を行う。

(イ) 研究成果の還元

研究成果を地域社会に還元し、芸術・文化・教育・福祉・産業・経済等、県民生活の向上に貢献する。

(2) 研究の実施体制

ア 研究環境の整備と研究費獲得

(ア) 教員と補助職員の確保と配置

研究体制を維持、強化するために、教員と補助職員の確保と配置を適切に行う。

(イ) 研究設備・備品等の整備

優れた研究成果を創出するために、必要な設備・備品等の研究環境の整備を進める。

(ウ) 研究費の確保・獲得

教員は科学研究費等の申請を積極的に行い、外部研究資金の獲得を目指す。

イ 共同研究の促進

(ア) 学内の共同研究体制

芸術と文化の発展や地域社会の課題解決につながる共同研究、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色 GP)等への申請を行うための共同研究については、研究費の重点配分など弾力的な運用を図る。

(イ) 学外との共同研究体制

- a 大分県、各自治体、民間の企業・団体等との連携を強め、産学官の共同研究に取り組む体制を整備する。
- b 国内や海外の大学及び研究機関との共同研究に取り組む体制を整備する。

ウ 研究成果の評価と管理

(ア) 研究成果の評価

研究成果を評価するためのシステムを構築し、評価結果を研究活動の活性化に役立てる。

(イ) 研究費の配分

研究活動を積極的に支援するために、一律定額の研究費の配分に加えて、研究評価の結果に基づく配分システムを構築する。

(ウ) 研究成果の管理

- a 研究成果については、そのデータベース化を推進する。

- b 芸術作品及び知的財産の創出、取得、管理並びに活用を推進する体制を整備する。

3 社会貢献

(1) 地域社会との連携

ア 教育研究の成果の地域還元

(ア) 企画実施体制の整備

地域社会のニーズに的確に対応するため、現行の「公開講座委員会」を「地域貢献委員会」として改組・拡充し、地域貢献活動を全学的に企画、運営、評価する体制を整備する。

(イ) 県民サービスの向上

- a 県民に広く学習の機会を提供するために、県民のニーズや関心に即した公開講座を企画立案するとともに、その内容と方法を充実させる。
- b 公開講座の実施にあたっては、大分県や各自治体との連携を強化し、出前講座を実施する等、サービスの向上を図る。
- c 芸術を通して「癒し」を提供する講座や各種文化講座など、時代のニーズにこたえる公開講座を実施する。
- d 社会人を対象とするより専門的な公開講座を平成 18 年度から開設し、県民の専門的知識の修得やスキル(技能)の向上を支援する。
- e 科目等履修生制度に加え、新たに一般の人がより気軽に受講できる公開授業制度を平成 19 年度から創設する。

イ 地域社会との連携

(ア) 自治体等との連携

- a 大分県や各自治体の各種審議会・委員会に積極的に参画し、政策立案等に貢献する。
- b 大分県内の自治体や企業等と積極的に連携協定を締結し、地域の教育研究拠点として地域課題の解決に貢献する。
- c 大分県や各自治体や関連機関と連携し、各種研修会やセミナー、啓発活動等を支援する。

(イ) 民間企業や NPO 等との連携

地域貢献を推進するために、民間企業や非営利組織(NPO 法人等)、自治会、ボランティア団体等の地域住民団体との連携を図る。

(ウ) 後援会、同窓会との連携

保護者や卒業生との共同の取組を推進するために、後援会、同窓会との連携を強化する。

(エ) 大学施設の開放

図書館、教室、体育館、グラウンドなどの大学施設を、大学運営に支障のない範囲で開放を推進する。

(オ) 社会貢献活動の公表公開

社会貢献活動については、全学的な評価を行い、「自己点検・評価報告書」等を通して、その内容や成果を公表・公開する。

(カ) 社会貢献活動の広報

本学の社会貢献活動については、大学案内、広報紙及びホームページ等を通して地域社会に向けて積極的に広報を行う。

(2) 他の教育機関との連携、国際交流等に関する具体的方策

ア 他の教育機関との連携推進

(ア) 県内の他大学との連携

大分県の高等教育の充実に寄与するために、単位互換協定を結んでいる県内各大学との教育研究面での連携を強化する。

(イ) 小・中・高等学校との連携

- a 高大連携を推進するために、高校の教育活動への協力、支援を積極的に行う。
- b 高校生が本学の授業を聴講できる体験入学の実施を検討する。
- c 本学の公立大学法人化に伴い附属関係が解消された大分県立芸術緑丘高等学校とは、引き続き相互の協力支援体制を継続する。
- d 平成 16 年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色 GP)に採択された地域巡回演奏会をはじめ、小・中学生を対象とした地域交流教育を推進する。

イ 国際交流の推進

(ア) 外国人留学生の受入れ

- a 特に東アジア地域の人材育成に寄与するために、外国人留学生入試制度によって、意欲ある優秀な外国人留学生を積極的に受け入れる。
- b 留学生向けの奨学金の確保、日本語教育、生活相談を充実させる。

(イ) 学生の海外留学

- c 学生の国際理解・国際交流を促進するために、海外語学研修の協定を締結した大学との連携を深める。
- d 海外語学実習を含め、海外留学を希望する学生の支援体制を整備する。

(ウ) 留学生等との国際交流の推進

大分県は人口に占める留学生の割合が全国第2位の高率であることから、「大学コンソーシアムおおいた」の加盟大学として、本学生と留学生、県民との国際交流を推進する。

(エ) 地域の国際交流事業への協力

大分県や各自治体、他大学や小中高校等が企画する国際交流事業への協力を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制

(1) 運営体制の強化

- a 学長を兼ねる理事長が、法人運営及び教育研究の両面の責任者として強いリーダーシップを発揮し、弾力的かつ機動的な運営を目指す。
そのために、各理事の担当業務を明確にし、理事長を補佐する体制を強化する。
- b 大学の教育、研究及び社会貢献活動に対する方向性を明確にし、全学的な運営方針を確立する。

- c 理事会、経営審議会、教育研究審議会及び教授会の役割分担を明確にし、機能的な大学運営を図る。
- d 学内の委員会を整理統合し、効率的な運営を図る。
- e 教員と事務職員がそれぞれの専門性をいかし、相互に補完しつつ一体となって事業の企画、立案及び運営を行う。

(2) 学内資源の効果的配分

- a 全学的かつ中長期的な視点に立ち、大学の目標と重点領域に留意しつつ、予算の編成及び配分と教職員の配置を行うための仕組みを整備する。
- b 大学予算の執行に当たっては、理事長の裁量のもと、重点領域に集中的に配分できるよう、柔軟に運用できる財務の仕組みを構築する。

(3) 学外有識者の登用

- a 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用し、経営のノウハウや教育研究上の専門的知見を大学運営にいかす。
- b 学外者を通じて、大学に対する社会のニーズを把握し、業務への反映を図るとともに、大学の活動や成果を社会に周知する。

2 人事の適正化

(1) 人事制度

- a 教員がその職務特性にあわせて弾力的に勤務できるようにするため、平成 18 年度から裁量労働制を導入する。
- b 地域に開かれた大学として、教員の積極的な学外活動を支援するため、大学の目的や勤務態勢に応じた新たな兼業承認基準を設定し、柔軟かつ適正に運用する。
- c 教職員の能力向上並びに組織の活性化を図るため、学外研修制度を構築するとともに、教員に対する評価制度に基づいた任期制の導入に向けて、他の大学等の状況を調査検討し、大学の特性にあった任期制を整備する。

(2) 評価制度

- a 教員に対する業績評価は、大学の教育、研究、社会貢献活動及び組織運営全般を対象とし、教育研究活動の特殊性に配慮して評価項目及び評価基準を作成するとともに、定期的に見直しを行う。
- b 評価結果を活用して、各教員の意識・意欲及び能力の向上、ひいては大学の業務全般の改善と活性化を図る。また評価結果は、研究費の配分や給与、昇任等の処遇に反映させる。
- c 業績評価制度は平成 18 年度から導入する。
- d 事務職員に対しても、他の大学や企業の業績評価制度を踏まえつつ、勤務意識や能力の向上に資する制度の導入を検討し、整備を図る。

(3) 人材の確保

- a 中長期的な観点に立って、教職員の採用や育成に関する基本計画を策定し、計画に沿っ

- て職員定数及び人件費を適正に管理するとともに、大学の効果的な運営を促進する。
- b 教職員の採用にあたっては、公募を原則とし、性別、国籍等にとらわれない能力本位の選考を行う。
 - c 実績のある社会人の雇用や客員教授の活用など様々な方法により、高度な専門性を有する人材を登用する。
 - d 事務組織の専門性の向上及び活性化を図るため、業務の内容に応じて、大学固有職員及び大分県からの派遣職員等を適切に配置するとともに、業務研修の充実や他大学等との人事交流の実施を検討する。
 - e 県派遣職員は、業務運営の状況等を勘案しつつ、段階的に縮減する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 事務等の効率化及び経費の抑制

- a 業務運営方法全般を全学的に見直し、効率的な大学運営に努める。
- b 事務の整理統合や決裁手続の見直しを行い、迅速かつ効率的な事務処理を行う体制を整備する。
- c 各種様式や申請・届出・許可等に係る手続を見直し、事務処理の合理化・簡素化を図る。
- d 定期的に事務処理体制を点検し、点検結果や状況の変化に対応して効果的に業務を遂行する。
- e 光熱水費、印刷消耗品費、通信運搬費等の管理的経費の抑制については、目標を定めて全教職員に効率的な運用を徹底する。
- f 発注・契約の内容に応じて、インターネットによる発注、一括発注や複数年度契約等、より合理的な方法を検討し、経費の抑制を図る。
- g 定型的業務について、外部委託等を活用して事務の効率化及び経費の抑制を進めるとともに、大学運営に係る企画立案などの専門的業務に、重点的に人員を配置する。
- h 事務職員採用など他の大学法人と共同して実施した方が効率的な業務について、共同処理の検討を行う。

2 外部研究資金及びその他の自己収入の獲得

(1) 外部研究資金の獲得

- a 研究資金獲得に全学的に取り組む。特に、科学研究費補助金については、積極的に獲得するよう努める。
- b 企業や自治体との共同研究・受託研究などに積極的に取り組み、外部研究資金獲得を図る。
- c 外部研究資金獲得を支援するために、研究助成金公募等の情報収集や申請書類作成などを支援する体制を整備する。

(2) 自己収入の確保

- a 授業料、入学考査料、入学料、証明料及び公開講座講習料等の額は、受益者負担の観点から適正な金額を定めるとともに、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行う。

- b 授業料については、納入の簡素化及び確実な収入を図るため、平成18年度から口座引き落としを導入する。

3 適正な資産管理

(1) 適正な資産管理

- a 授業料等学生納付金や運営費交付金、研究資金等の金融資産について、管理ルールを策定し、適正に管理する。
- b 大学の土地、施設、設備等の固定資産を、適正に維持管理するとともに、有効活用に努める。

(2) 資産の有効活用

大学の土地、施設、設備等は、大学運営に支障のない範囲で貸付けを行うなど有効に活用地域貢献を図る。

IV 教育研究及び組織運営に関する自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価の充実

(1) 自己点検及び自己評価の実施

- a 大学が実施する教育研究活動及び法人の組織運営の状況について、目標・計画の達成状況や成果を検証し、絶えず改善を図るため、自己点検・自己評価を実施する。
- b 自己点検・自己評価は、大学の教育、研究、社会貢献の状況及び法人組織の管理運営状況に対して、大学全体を対象に実施する。

(2) 評価結果の活用

- a 自己点検・自己評価及び外部評価(大分県地方独立行政法人評価委員会による評価)の結果は、報告書等により学内外に公表する。
- b 点検・評価の結果明らかになった問題点は、検討の上改善計画を策定し着実に実施する。

2 情報公開の推進

- a 大分県情報公開条例及び大分県個人情報保護条例に基づき関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応していく。また、情報公開を促進する学内の体制を確立する。
- b 大学の活動及び法人運営の状況について、各種メディアへの発表、ホームページへの掲載及び報告書の作成等により、県民、学生、受験生など広く社会へ公開する。
- c 教育研究の成果は、データベース化を促進し、公開する。
- d 役員、財務運営状況や中期目標・中期計画等の法人情報をホームページに掲載し公開する。
- e 学内行事や学生及び教職員の活動について、メディアへの積極的な情報提供や、報告書・各種印刷物等の作成を行い、広報・公開に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用

- a 既存の施設及び設備を最大限有効に活用しつつ、大学の将来像を見据えて長期的な整備計画を策定する。
- b 計画策定に当たっては、施設等の安全性・信頼性の確保、教育研究環境の充実、すべての人にとって利用しやすいキャンパスの実現及び学内外の環境や景観への影響に留意する。

2 大学の安全管理

- a 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づき、安全衛生に関する必要な規程を整備し、着実に実施する。
- b 事故、犯罪、災害の発生時に、学生及び教職員の生命並びに大学施設、設備、財産を保全し、被害を最小限とするために、対策マニュアルを整備し、教職員に周知徹底する。
- c 大学の施設、設備に対する日常的な点検を実施し、安全性の維持及び危険箇所の早期発見に努める。
- d 危険物や施設、設備、器具等の管理及び使用に関するマニュアルの整備並びにその遵守を徹底し、事故防止に努める。
- e 情報セキュリティに関するガイドラインを設け、定期的に研修を実施するなどして、教職員の情報保護意識を向上させる。また学生に対して、個人情報の流出や各種サイバー犯罪による被害を防止するため、情報セキュリティ教育や啓発活動を実施する。
- f 学生及び教職員の防災・防犯意識の向上を図るために、定期的に安全教育を実施する。

3 人権啓発の推進

- a 人権侵害に対する相談、啓発、問題解決などに全学一体となって取り組むための組織を整備する。
- b 学生及び教職員の人権意識の向上並びに学内における各種ハラスメント行為等を防止するため、研修会や講演会等を実施する。
- c 学生に対する人権教育を充実するためのカリキュラムを整備する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 大分県が設立する地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 18 年大分県規則第12号)で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

(注) 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

2 人事に関する計画

- a 裁量労働制、任期制など、教育研究に従事する教員の勤務特性を踏まえた人事制度を導入する。
- b 教職員の採用及び育成に関する基本計画を策定し、計画に沿って職員定数及び人件費を適正に管理する。
- c 業務の内容に応じて法人固有職員、大分県からの派遣職員及び人材派遣職員等を適切に配置する。
- d 大学の効果的な運営に努め、大分県からの派遣職員は業務運営の状況等を勘案しつつ段階的に縮減する。

3 法第40条第4項の規程により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

収容定員

学科・専攻科		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
美術科	美術専攻	50	50	50	50	50	50
	デザイン専攻	100	100	100	100	100	100
音楽科	声楽専攻	60	60	60	60	60	60
	器楽専攻	70	70	70	70	70	70
国際文化学科		200	200	200	200	200	200
情報コミュニケーション学科		200	200	200	200	200	200
専攻科	美術専攻	15	30	30	30	48	48
	音楽専攻	12	30	30	30	40	40

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算(人件費の見積りを含む。)

平成 18 年度～平成 23 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,733
自己収入	2,531
授業料及び入学金検定料収入	2,522
雑収入	9
受託研究等収入	109
計	5,373
支出	
業務費	5,092
教育研究経費	1,141
人件費	3,951
一般管理費	172
受託研究等経費	109
計	5,373

(人件費の見積り)

中期目標期間中、総額 3,951 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

(注) 人件費の見積りについては、当該年度の人件費見積額を踏まえ試算しているが、定期昇給、ベースアップ、社会保険料の改定等は含まない。

(注) 退職手当については、公立大学法人が定める規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成課程において、職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成 17 年度予算額を基準として積み上げた額をベースとして、一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成課程において決定される。

2 収支計画

平成 18 年度～平成 23 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,357
経常費用	5,357
業務費	5,159
教育研究経費	1,099
受託研究等経費	109
人件費	3,951
一般管理費	172
雑損	—
減価償却費	26
臨時損失	—
収益の部	5,357
経常収益	5,357
運営費交付金収益	2,691
授業料等収益	2,522
受託研究等収益	109
雑益	9
資産見返運営費交付金戻入	19
資産見返物品受贈額戻入	7
臨時収益	—
純利益	—
総利益	—

(注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

(注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成 18 年度～平成 23 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,373
業務活動による支出	5,358
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	15
資金収入	5,373
業務活動による収入	5,373
運営費交付金による収入	2,733
授業料及び入学検定料等による収入	2,522
受託研究等による収入	109
その他の収入	9
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—